

# 相・続・通・信 第11号



## 相続手続支援センター

松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

長野駅前店

〒380-0921 長野県長野市栗田 292 番地

TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163

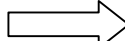
ブログ：<http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>

## 相続手続支援センター

### 「エンディングノートの書き方」セミナー開催のお知らせ

山の色もだんだん色あせて、寂しくなって行きます。朝の空気がだんだんと透明感を増しているように感じる今日この頃です。今年は、インフルエンザ等の流行が心配されます。ご自愛下さい。

さて、去る9月27日(日)相続手続支援センターでは、エンディングノートの書き方セミナーを行いました。エンディングノートは最近いろいろなメディアで紹介されています。この同センター編集・制作のエンディングノート「私の歩いた道」が10月24日付けの「週刊ダイヤモンド」で紹介されました。

こちらです 

戦前は、財産は 家として継いでいくという考え方でした。ですので、跡取りが 家を継ぎ、且つ財産も継いで行く。親子間の話はなくとも子供へと自然に引継ぎがなされていたようです。

現在、親子それぞれ別の住居を構え、生活を営むのが一般的となってきました。よって自分自身のことや財産のことを、敢えて子供に伝えることが必要になり、その結果、このノートが全国雑誌で紹介される程に浸透したのも不思議ではないのかもしれません。

前回のセミナーが好評でしたので、11月28日に再度同セミナーを開催します。今回は長野でも行います。既にノートをお持ちの方はノートをご持参の上お越し下さい。お持ちでない方には「当日」500円で販売をしています。是非幅広い年齢層の方にお越しいただき、同ノートに自分史をしたためることにより、これからの生き方を考えるきっかけにしていただければと思います。ご予約の上、是非ご参加下さい。



**日 程**：11月28日(土)

**会 場**：長野県松本文化会館 第3会議室 10:00~12:00

ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)第一会議室 15:00~16:30

**定 員**：各会場 20名 定員になり次第締め切らせて頂きます

**参加費**：無 料

**持 物**：エンディングノート「わたしの歩いた道」・筆記用具

(同センター編集・制作のエンディングノート「わたしの歩いた道」をお持ちでない方には「当日」500円で販売をしています。)

お電話にてご予約下さい。 **松本**：0120-97-3713 **長野**：0120-49-1322

遺産があってもなくても、相続人様間で遺産分割協議が揉めてしまうことがよくあります。特に預貯金は、不動産と異なり受け取った側も困らないので、「誰がもらうのか」ということで揉めてしまうことがあります。その場合、最終的には法定相続分で分けるという結果になるのですが…

亡くなった方と同居またはご近所に住み、最期を看取った相続人としては、これから行われる四九日法要、新盆、一周忌等にかかる費用の心配をしなければなりません。それ以外にも、お墓やお仏壇をこれから検討、購入しなければならない場合もあります。

相続税法上は、お葬式に係る費用やお布施などは相続財産から控除されますので、亡くなった方の財産から差し引くことが自然かと思われれます。ところが、先ほどの**法事等の費用、お墓・仏壇の購入費用は、相続税法上は相続財産から差し引くことはできません**。よって祭祀の主宰者である同居の親族が負担しなければならないことが多いようです。

上記の他にも、亡くなられた方への介護や、日常生活の世話をしてきた報いとして、相続財産を他の相続人よりも多く受け取りたいと思う相続人もいらっしゃるでしょう。

「同じ兄弟姉妹であるというだけで、**等分**はあんまりだ」とおっしゃる相続人様。相続が発生してしまった後では、どうにもなりません。

では、どうしたらよいのでしょうか。一つは生命保険です。受取人を祭祀承継者とし、法事費用、お墓仏壇の費用を残す。契約時に設定した受取人に、確実に保険金が手渡されます。

遺産分割協議で揉めてしまって、財産分けが出来ず費用に困ることはありません。

お墓・仏壇の相談、保険の相談について専門の相談員が応じます。お気軽にご相談下さい。

もう一つは、「遺言」です。こちらは誰に何を相続してもらいたいのか、予め決めて書面に残すものですから、遺産分割協議は不要です。協議が不要なので、相続人が揉めてしまって遺産分けが出来ないという事態は起こりません。ただ、遺言は書式にきまりがあり、ちゃんと書かれていないと、結局遺産分割協議に逆戻りということもよくあります。その結果、更に揉めてしまったりすることもあります。

弊社では無料相談を賜っております。是非ご相談の上、ご検討下さい。

## 相続“豆”知識

Q

お墓・墓地は相続財産？

A

お墓や墓地、仏具等は、祭祀用財産と呼ばれます。そして相続財産ではありません。

相続財産ではないということは、遺産分割協議で誰が引き継ぐのかを決めることはしません。

これらを引き継ぐ者を「祭祀主宰者」と呼びます。お墓を守っていく人のことです。

この「祭祀主宰者」は生前に指定することもできますし、遺言で指定することもできます。

指定がなければ、慣習に従うとされています。(民法第897条)通常は慣習に従って、跡取りが祭祀の主宰者になることが多いと思いますが、相続人でない第三者が主宰者になることも可能です。

お墓・墓地・仏壇が相続財産でないとするならば、相続税対策として、生前に購入しておくことも一つの方法でしょう。生前に購入した、車、株、住宅、ダイヤモンド、刀剣等は相続財産になりますが、生前に購入した祭祀用財産は、たとえ高額であっても財産になりません。上の**相続の現場から**のように亡くなった後に、残された相続人が、祭祀用財産の費用に頭を悩ませるといった問題を回避するという点でもお奨めです。